

記入例 日本人とベトナム人の場合

出生届

令和 4 年 3 月 1 日届出

在ベトナム日本国 大使 殿 総領事

受理 令和 年 月 日
第 号
送付 令和 年 月 日
第 号
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査
24時間表記ではなく午前、午後で記載



Main birth registration form with fields for child's name, date of birth, residence, parents' names, and nationality. Includes checkboxes for marital status and residence type.

記入の注意

- 1. 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
3. 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。
4. 子の名は常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。
5. □にあてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
6. 生まれたところは、生まれたときともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。なお、病院名を書く必要はありません。
7. 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
8. 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくれますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
9. 届書は2通(新しい戸籍がつくれる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは3通)出してください。
10. 日本国籍を留保し重国籍となった者は22才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがありますので、注意してください。
11. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書について

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書を添えて出してください。ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかなにした訳文を添付してください。なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書

Birth certificate form with fields for child's name, date of birth, birthplace, and parents' names. Includes checkboxes for gender and birth type.

出生証明書記入の注意

- 1. 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
2. 出生証明書(11)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
3. 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
4. この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。